

大阪府立高津高等学校教育支援協議会 会則 (2018.6.8)

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、「大阪府立高津高等学校教育支援協議会」（以下、「協議会」という）と称する。

(目的・事業)

第2条 協議会は、大阪府立高津高等学校同窓会（以下、「同窓会」という）、大阪府立高津高等学校PTA・高風クラブ（以下、「PTA等」という）及び大阪府立高津高等学校（以下、「高津高校」という）が協働して、高津高校の教育の充実・向上を図ることを目的とする。また、協議会は、この目的を達成するため、学校運営審議会（*）に了承された「学校経営計画」の実現に資する事業を推進する。

第2章 組織

(会員)

第3条 協議会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 同窓会会員、PTA等会員、及び高津高校教職員
- (2) 賛助会員 協議会の趣旨に賛同し、第10条に定める理事会の承認を得た者

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 2名
- (3) 理事 6名(内1名は会計担当)
- (4) 監事 3名

(役員を選任)

第5条 役員は理事9名、監事3名の計12名とし、原則として、同窓会、PTA等、高津高校において選任された、各4名とする。

- 2 理事長は、理事会において理事の互選により選任する。
- 3 副理事長は、理事長以外の選出母体から各1名を、理事会において理事の互選により選任する。
- 4 監事は、各母体において1名を選出する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、速やかに補充し、任期は前任者の残り期間とする。

(役員任務)

第7条 理事長は、会務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のある時は、理事長の職務を代行する。
- 3 理事長・副理事長を除く理事のうち、1名を理事会において会計担当理事として選任する。
- 4 理事は、理事会に出席して議題を審議し、議決する。
- 5 会計担当理事は、本会則及び本協議会細則に則り、適切に資金を管理すると共に、毎年、本協議会の収支予算案、決算案を作成し、これを理事会に提出する。
- 6 監事は、会計及び業務全般を監査する。

第3章 理事会

(理事会の構成)

第8条 理事会は、理事長1名、副理事長2名、理事6名(うち1名は会計担当理事)で構成される。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができるが、議決権はない。

(召集・通知)

第9条 理事会は、理事長が書面又は磁気的方法により招集し、年2回以上開催する。

- 2 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を開催日の1週間前までに各役員に対し通知しなければならない。
- 3 理事全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議事項)

第10条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- イ 事業報告・決算
- ロ 事業計画・収支予算
- ハ 「学校経営計画」の実現を目的とする事業支援
- ニ その他会務全般

(議長)

第11条 理事会の議長は、理事の中から理事長が指名する。

(決議方法)

第12条 理事会の定足数は、理事の1/2以上とし、出席理事の過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は、理事長が裁決する。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議長は、役員全員に対して議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(報告)

第14条 理事会は、毎年、協議会の活動内容を適宜の方法で会員に報告する。

第4章 会計

(運営費)

第15条 協議会は、会員からの寄付金・賛助金等によって運営する。

- 2 協議会は、一般会計のほか、第2条に規定する事業を行うために必要と認めるときは、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第5章 事務局

(所在地)

第17条 協議会の事務局を高津高校内に置く。

第6章 会則の変更・細則

第18条 協議会会則の変更は、理事会において行う。

第19条 協議会の運営上必要な細則は、理事会において定める。

付則

本会則は、平成30年9月1日より施行する。

大阪府立高津高等学校教育支援協議会 細則（2018.6.8）

（目的）

第1条 この細則は、大阪府立高津高等学校教育支援協議会会則第2条に規定する事業（以下、「事業」という）の実施に必要な事項を定めることにより、学校ならびに生徒の希望に基づき、より適切な事業実施ならびに予算執行の適正化を図ることを目的とする。

（事業）

第2条 協議会は、「学校経営計画」の実現に資する事業を推進・実施する。当面は、次の通りとする。

- （1）部活動等を実施するための専門指導者活用ならびに近畿大会・全国大会等への出場に伴う支援
- （2）国際交流事業実施に伴う支援
- （3）生徒の学習環境を維持・整備するための支援
- （4）生徒の自学自習を促進する講師活用等の支援
- （5）その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

（支援金の予算申請）

第3条 支援を受けようとするとき、学校長は当年度の支援予算申請書を4月30日までに理事長に提出しなければならない。当面は、次の通りとする。

- （1）国際交流事業実施に伴う支援についての実施計画書
- （2）生徒の自学自習を促進する講師活用等の支援についての実施計画書
- （3）事前の予算申請が困難な支援見積り概算

（支援の決定）

第4条 理事長は、前条の支援予算申請書を基に、当年度事業計画書及び収支予算案を作成し、理事会に提出する。

- 2 理事会において収支予算案で承認された支援事業については、前条3号を含め、学校長はその範囲内で適宜支援を決定できるものとする。
- 3 予算支出承認額を超過する支援事業が発生すると認めた場合は、学校長は速やかに理事長に報告し、理事長の承認を得なければならない。
- 4 前項の場合、理事長は承認後の直近理事会において、理事会の決議を得なければならない

（支援金の支払）

第5条 学校長は、前条の2項及び3項で承認された支援事業につき、納品及び事業完了確認後、債権者（業者、教職員及び講師等）に口座振替により、直接支払うものとする。

(運営状況の報告)

第6条 理事長は、支援金の支払われたものについて、学校長に対して遂行等の運営状況の報告を求めることができる。

2 理事長は、学校長からの支援金の運営報告により、事業報告書及び決算書として理事会に提出するものとする。

3 会員に対する運営状況の報告ならびに報告に対する意見の集約は、各団体（同窓会、PTA等、高津高校）の総会等適宜の方法で行うものとする。

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、支援金に支出に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(規約の改正)

第8条 本細則の改正は、理事会において行う。

付則

本細則は、平成30年9月1日より施行する。